

地方創生の推進について

九州・山口地域は、かねてより「九州はひとつ」の理念のもと、官民が一体となって、地域全体の発展につながる取組を進めている。

人口減少・少子高齢化が最大の課題となる中、国と地方が総力を結集して地方創生に向けた取組を加速させていくことが求められている。

この国家的課題に対して、九州・山口地域は、合計特殊出生率が高く、人口移動の約半分が圏域内にとどまるという強みを持っている。また、合計特殊出生率はすべての県において全国平均を上回っており、全国上位10県のうち7県を九州・山口地域で占めている。加えて、成長著しいアジアに近接する地理的優位性も有している。

我々は、これらの特性を活かし日本の創生をこの地から先導する決意のもと、27年10月に「九州創生アクションプラン」を策定し、しごとの場づくりや働き方改革、教育環境づくり、出産や子育て支援、安心安全な暮らしづくりなど、官民連携した取組を強力に推進している。

特に、観光振興については、九州観光推進機構を設立し、アジアを中心に積極的なプロモーション等を展開してきた。その結果、昨年の九州・山口地域からの入国外国人は6年連続で過去最高を更新する等、大きな成果を挙げ、アジアの成長と活力を呼び込む玄関口「ゲートウェイ九州」としての存在感を高めている。

国においては、人口減少・少子高齢化をできる限り緩やかにし、地方への人の流れを本格化させるべく取り組んでいる現行の31年度までの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の総仕上げを行うとともに、地方が長期的な視点から地方創生に取り組めるよう、次の5か年に向けた戦略を早急に策定する必要がある。

このため、以下の項目について、適切に対応するよう求める。

1 構造的課題の解決に向けた取組の強化

(1) 東京一極集中の是正

人口減少や地方の疲弊の原因と言われ、我が国の構造的課題となっている東京一極集中は、地方創生の取組が進められている中でも歯止めがかからず、むしろ加速している。速やかにこれを是正するため、企業・大学・研究機関・政府関係機関等の地方移転や移住定住政策の加速など、地方への新しいひとの流れをつくる取組を強力に推進すること。

特に、大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、地方への大学移転を促進する特別な財政措置を講じるとともに、東京圏の学生等の地方への還流を促す関連施策の充実を図ること。

また、中央省庁の地方移転については、「政府関係機関移転基本方針」等に沿って、移転が真に地方創生に資するものとなるよう、国が責任を持って必要な環境整備を行うなど、具体的な取組を早急かつ円滑に進めること。研究機関・研修機関等についても、「地方移転に関する年次プラン」に基づく取組を着実に進めること。

(2) 少子化対策の抜本的な強化

若い世代の希望を叶えるため、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に対応した切れ目ない支援に取り組むに当たって必要な安定的・恒久的な財源を措置し、総合的な少子化対策を強化すること。

特に、国が最優先課題と位置付けている待機児童問題の解消に向け、保育所の整備や保育士の確保等、保育の量的・質的充実を図ること。また、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず、すべて廃止するとともに、国の責任において、子どもを対象とした医療費助成制度の創設や国民健康保険に係る子どもの均等割保険料軽減措置を導入すること。

(3) 「人づくり革命」及び「生産性革命」への対応

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」においては、「新しい経済政策パッケージ」に係る「人づくり革命」の実現・拡大として、幼児教育や高等教育の無償化の実現などが掲げられているが、地方への影響も大きいことから、その意見を聞きながら進めるとともに、地方財政に支障が生じないように国において財源を確保し、事務負担等にも配慮すること。

特に、安定的な産業人材の確保に向け、COC+（プラス）事業をはじめ、地域内の進学者確保やリカレント教育に取り組む大学を支援する私立大学等改革総合支援事業等、高等教育改革に向けた取組を強化すること。

また、地方における「生産性革命」の実現・拡大のため、中小企業・小規模事業者のIT導入の加速による業務効率化や、IoT等の先端技術・設備の導入などによる生産性向上に向けた支援を充実すること。

(4) 地方でのしごとの場づくりに向けた取組の強化

地方において魅力ある働く場を確保するためには、大企業の本社機能等の移転や、地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の成長が不可欠であることから、企業の拠点の地方分散、研究開発や設備投資に対する支援等、地方でのしごとの場づくりに向けた取組を強化すること。

また、地方でのしごとの場づくりや働き方改革に資するサテライトオフィスの設置を進めるためにも、過疎・離島等の条件不利地域におけるICT基盤整備等の支援策を拡充すること。

(5) 社会資本の地域間格差の是正

地方創生の推進は、地域間競争の側面もあることから、その前提となる社会資本の地域間格差の是正が必要である。そのため、それぞれの地域の特色ある発展を支える「地方創生回廊」

の実現を図るとともに、地方の基幹的公共インフラを早期に整備すること。

(6) 九州地域への I R 導入

地方への I R 導入は、新たな人の流れや雇用を創出するまたとない機会であることから、各地域における理解を前提として地方創生に資する I R 導入を進めること。

特に、九州はアジアに近く、上質な温泉地や豊かな自然のほか、多様な文化、歴史など魅力的な観光資源がコンパクトにまとまった地域であることから、地方への導入の最適地である九州地域への I R 導入を行うこと。

なお、制度構築にあたっては、ギャンブル依存症等の弊害への対策を講ずるなど、健全性や安全性が十分確保される制度とすること。

(7) 「明治 150 年」以降の次世代への継承事業の推進

「明治 150 年」関連施策によって得られた成果を生かし、一過性のものとすることなく、明治以降の歩みを次世代に継承する施策を推進すること。

また、地方が実施するこれらの取組に対し、財政措置や支援を行うこと。

2 地方創生に資する地方分権改革等の推進

真の地方創生を実現するには、国の過剰な関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大する地方分権改革を進めることが重要であることから、地方創生の実現に向けて必要な規制緩和等に係る提案の実現に断固たる姿勢で取り組むこと。また、国と地方公共団体は対等・協力の関係であることに鑑み、地方公共団体が行う事務処理の自主性及び自立性を十分に尊重すること。

併せて、国の出先機関の地方移管に向けた議論を進めること。

3 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」実現に向けた財源の確保

各地方公共団体において、平成31年度までを対象期間とする「地方版総合戦略」を着実に推進できるよう、自由度の高い財源を十分な規模で継続的に確保すること。

特に、地方創生推進交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、対象事業の要件緩和や事務手続の簡素化・合理化等の取組を進めて、事業の円滑実施を図ること。

また、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）をさらに拡充するとともに、それとは別に地方創生推進交付金等に係る地方負担に対する地方財政措置を適切に講ずること。

4 次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定等に向けた支援

「地方版総合戦略」について、対象期間が平成31年度で終了することを見据え、国の次期総合戦略の策定スケジュール及び素案を早期に示すこと。

また、地方公共団体における現行「地方版総合戦略」の5カ年の総点検や効果検証、次期「地方版総合戦略」の策定の取組に対し、技術的支援や財政措置を行うこと。

平成30年11月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞